

千葉県職員倫理規則の一部を改正する規則（案）の概要 参考資料

1 「県土整備部における不適正事案に係る検討会議」からの提言及び「今後の再発防止に向けた取組方針」の内容

(1) 「県土整備部における不適正事案に係る検討会議」からの提言について

○ 提言に至るまでの経緯

- ・ 県土整備部の職員が収賄の疑いで逮捕された事件について、事件の経緯の調査、これまでの取組の検証、再発防止策の検討等を行うため、外部有識者による「県土整備部における不適正事案に係る検討会議」を設置しました。
- ・ 検討会議における調査・検証の結果を踏まえて取りまとめられた再発防止に向けた提言を含む報告書が、令和6年8月20日に、検討会議の座長から知事に提出されました。

○ 今回の規則の改正に係る提言内容

- ・ (利害関係者との飲食について) より透明性を高め、不適切な関係につながらないように、1万円以下の場合についても届出の対象とするよう見直しを図るべきである。
- ・ 不適切な関係につながる可能性が低い飲食や透明性の確保されている飲食を届出の対象から除外することや、より事務負担が少ない提出方法を認めること等により、職員及び利害関係者双方の負担を軽減し、制度の実効性を確保する方法を検討するべきである。

(2) 「今後の再発防止に向けた取組方針」について

○ 取組方針が作成された経緯

- ・ 令和6年8月20日に検討会議から提出された提言を踏まえた、再発防止に向けた県としての取組の方針を、「今後の再発防止に向けた取組方針」として、令和6年9月5日の千葉県コンプライアンス推進本部会議において決定し、公表を行いました。

○ 今回の規則の改正に係る取組方針の内容

- ・ 自己負担等により利害関係者と飲食を行う場合の届出の対象について、現在「自己の飲食に要する費用が1万円を超えるもの」としているところを、金額による基準を設けないこととする。
- ・ 利害関係者との飲食のうち、不適切な関係につながるリスクの低いものは届出の対象外とし、また実効性を確保するため、より簡便な届出の方法を導入する。

2 千葉県職員倫理規則における利害関係者について

- 県職員が職務として携わる特定の事務の相手方となる事業者等又は個人を指します(規則第5条)。
 - ①許認可等の相手方
 - ②補助金等の交付の対象者
 - ③検査等を受ける者
 - ④不利益処分の名宛人
 - ⑤行政指導を受けている者
 - ⑥事業の発達、改善及び調整の事務の相手方となる事業者等
 - ⑦契約の相手方(申込をしようとする者を含む。)
 - ⑧職員が職務として携わる事務についての入札に参加するために必要な資格を有する事業者等

※過去に従事していた職務における利害関係者も、異動後3年間は、原則として利害関係者とみなされます。